

事業番号	385
------	-----

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	講座開催事業				担当部	教育委員会事務局				
	会計区分	一般会計		事業類型	一般	担当課	東部市民センター				
	事業期間	平成12年度以前		～	平成30年度以降		担当係	庶務係			
	総合計画 分野別計画	主目的	4 教育文化		17 生涯学習		2 住民の主体的な活動を支援する				
		副目的									
	予算区分	款	10	項	5	目	2	大	5	中	4
	根拠法令・個別計画	社会教育法第22条									
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	市民に対して様々な学習の機会を提供し、いきがいのある暮らし、住みよいまちづくり形成の一助とする。									
内容 (手段)	<p>○24年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民講座開催 市民講座は2期に分けて各4コース実施。1コースは原則週1回、約2時間で延べ65回 第1期 4講座(美味しいご飯づくり、腰痛予防、かぎ針編み、韓国語) 計33回 第2期 4講座(トールペイント、ジャズダンス、そば打ち名人、お口の元気) 計30回 短期講座 (ハーブの香りでリラックス、かぎ針編み) 計 2回 ・ゆうゆう(高齢者)学級、つつじ(女性)学級 各20回 市民講座は1講座4～10回で、受講料は1回当たり150円 ゆうゆう学級・つつじ学級の受講料は年間2000円 担当職員は、講座の企画から講師依頼、受講者募集、受講料の徴収、講座開催日の受付等の事務を行っている。 <p>○24年度直接経費の内訳 講師謝礼(987千円) 旅費(17千円) 消耗品、食糧費(10千円) バス借上げ等(240千円) 【その他財源の内訳】 講座受講料(63回:426千円)</p> <p>○25年度直接経費の内訳 講師謝礼(1,110千円) 旅費(19千円) 消耗品、食糧費(19千円) バス借上げ料等(340千円) 【その他財源の内訳】 講座受講料(517千円)</p>										
受益者負担	受講料として150円×開催回数、材料費等 ゆうゆう学級、つつじ学級、年間2,000円										

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	1,220	1,064	1,254	1,488	
		正職員	従事者数	人	0.55	0.55	0.55	0.55
			人件費	千円	2,931	2,931	2,931	2,931
		その他職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.10	0.00
			人件費	千円	376	334	334	0
	費用合計	千円	4,527	4,329	4,519	4,419		
	対前年比	%		95.6	104.3	97.7		
財源	一般財源	千円	4,143	3,881	4,093	3,902		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	384	448	426	517		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	市民講座開催数	回	目標	62	65	63
実績				61	62	63	
女性学級		回	目標	20	20	20	20
			実績	20	20	20	
高齢者学級		回	目標	20	20	20	20
			実績	20	18	20	
成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25	
受講者数(市民講座)	人	目標	300	250	250	250	
		実績	153	192	175		
受講者数(女性・高齢者学級)	人	目標	100	100	100	100	
		実績	100	100	100		

事業の自己評価	平成24年度の実施結果		
	事業の達成状況	講座により、応募者数にばらつきがあり前年度に比較して約9%受講者が減った。	
	事業実施における課題	講座の内容により応募者数にばらつきがある。今後もアンケートを実施し、市民ニーズに即した講座を検討、実施していく必要がある。	
	事業を縮小・廃止したときの影響	社会教育法第20条、第22条により、公民館の目的、目的を達成するために事業を行なうことが明記してあり、生涯学習の普及には欠くことのできない事業であるため廃止はできない。	
平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	時代に沿った内容の講座を多く取り入れた。また、ゆうゆう(高齢者)学級、つつじ(女性)学級の年間の受講料を市民講座に合わせ1回当たり150円の3,000円とした。	
平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)
	判定理由	社会教育法・公民館としての意義を守り、生涯学習の拠点としての役割を発展させ、やがては住民の自主的な活動を育成し支援していくため、今後も事業を継続していく必要がある。	
	26年度以降の改善案	住民の主体的な活動を支援するための仕組みや組織の体制づくり、住民の活動の拠点となる環境の整備を実現するための講座等その内容を充実していく。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。講座開催事業については、本年度、全庁的に経営分析を実施するので、その結果を基に改善に取り組むこと。